CPSA 0060

登山用ベルトの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 58 産第 2904 号・昭和 58 年 11 月 21 日

製 品 安 全 協 会

山岳用品（カラビナ，マウエルハーケン，シュタイクアイゼン，登山用ベルト，アイスピッケル及びアイスハンマ）専門部会専門委員名簿

	氏　名	所　属
（部会長）	矢野　正	東京都立工業高等専門学校
	幾原敏行	通商産業省生活産業局繊維検査管理官
	池田理平	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室
	岩片武史	通商産業省横浜繊維製品検査所
	遠藤二郎	リーベルマンウェルシュリーアンドコンパニーエスエイ
	梶田民雄	梶田製作所
	金坂一郎	社団法人日本山岳会
	川又輝長	社団法人日本スポーツ用品工業協会
	川村晴一	社団法人日本山岳協会
	栗本　忠	全日本運動用具小売商組合連合会
	西村惟之	東京都立工業高等専門学校
	根本啓治	製品科学研究所
	平田利英	東京農工大学
	松岡寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
	三島克巳	通商産業省工業品検査所商品テスト部安全監督課
	安田　裕	株式会社エバニュー
	山浦紘一	通商産業省生活産業局文化用品課
	吉枝正明	工業技術院標準部繊維化学規格課
	吉田　潤	ダイワスポーツ株式会社
	小牟田陽一	製品安全協会
（事務局）	製品安全協会	〒106　東京都港区六本木3丁目17番7号 電話　（03）582-6231～5

登山用ベルトの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、登山用ベルトの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止をはかることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、登山に使用する身体の上部及び下部を支持する構造の(注)身体確保用の登山用ベルト（以下「ベルト」という。）について適用する。ただし、身体の上部のみ、又は下部のみを支持する構造のものを除く。

(注)：上部ベルトと下部ベルトが接続されていないもので、同一セットで販売されるものを含む。

3. 安全性品質

ベルトの安全性品質は、次のとおりとする。

項　　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
1. 外観、構造及び寸法	1. ベルトの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。	
	(1) 身体、衣服、ベルト、登山用ロープ、シュリンゲ、アブミ等を傷付けるおそれのあるばり、まくれ等がないこと。	1.(1) 目視、触感等により確認すること。
	(2) き裂、破損、使用上支障のある変形、糸抜け、糸緩み等の異状がないこと。	(2) 目視、触感等により確認すること。
	(3) 身体に容易かつ確実に装着でき、懸垂時には、胸部及び臀(でん)部を支持し、かつ、次の規定に適合していること。 (a) 身体への食い込み、痛み、しびれ、部分的圧迫、呼吸の妨げがなく、手足が自由に動き、	(3) 製品に添付する取扱説明書によって装着し、引き続き懸垂して、目視、触感等により確認すること。

項　　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	かつ、安定した姿勢がとれること。 (b) 腋(わき)の下、腎臓(じん)、鼠蹊(そけい)部及び陰部と接触する箇所には固定具がないこと。 (c) 固定具は、身体の表面に対して平行な向きになっていること。 (d) 後ろに反り返ったとき、安定した姿勢に戻ること。	
	(4) ベルトの幅は、懸垂したとき身体に密着し荷重が加わる部分にあっては45ミリメートル以上、その他の荷重が加わる部分にあっては40ミリメートル以上、荷重が加わらない部分にあっては20ミリメートル以上であること。また、荷重が加わる部分の幅は、1,000キログラムの力で引っ張ったとき、当初の幅に0.9を乗じて得た値以上であること。	(4) 懸垂して該当箇所を確認した後、ベルトを外し、それぞれの幅をスケール等により測定して確認すること。 また、荷重が加わる部分を1,000キログラムの力で引っ張る場合、つかみ幅は全幅とし、つかみ間隔は200ミリメートル（ただし、200ミリメートルに満たない部分にあっては、つかむことができる最大間隔とする。）、引張速度は毎分100ミリメートルプラスマイナス10ミリメートルとし、引っ張った状態でスケール等により測定して確認すること。
2. 強　　度	2. 落下衝撃試験を行ったとき、ベルト各部に、初回にはき裂、破損、外れ、破断等の異状がなく、2回目には外れ又は破断がないこと。	2. 図に示すように、質量80キログラムの人体模型にベルトを装着し、落下距離80センチメートルで人体模型を自然落下させたとき、異状がないことを確認すること。

項　　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
		図 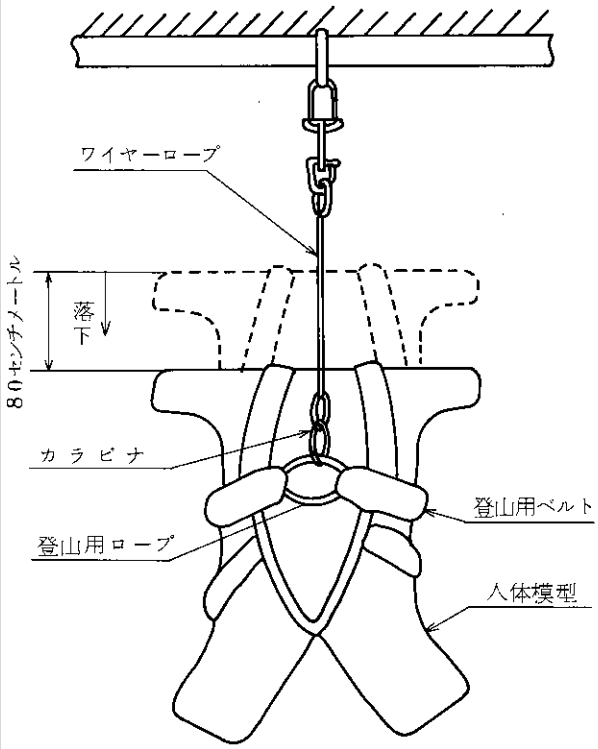
3. 材　　料	3. 耐食性材料以外の金属材料を使用した部分は、防せい処理が施されていること。	3. 目視及び触感により確認すること。

4. 表示及び取扱説明書

登山用ベルトの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項　　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
1. 表　　示	1. 登山用ベルト本体には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。 (2) 製造年若しくは輸入年又はその略号。	1. 目視及び触感により確認すること。
2. 取扱説明書	2. 製品には次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。 なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。 (1) 取扱説明書を必ず読み、読んだあと保管すること。 (2) 装着方法 (3) 使用上の注意 (a) 常時、損傷等の有無を確認し、損傷等が生じたものは使用しないこと。 なお、長期間使用したベルト、又は一度でも大きな衝撃を受けたベルトは、外観に損傷等がなくても使用しないこと。 (b) 使用履歴について整備し、廃棄時期の参考	2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項　　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	とすること。 (c)　制動確保時及び懸垂下降時に、登山用ロープと擦過すると摩擦熱によってベルトが溶融することがあるので、その直後に点検すること。 (d)　装着のためにカラビナを使用する場合は、できるだけ環付きのものを使用し、環を確実に閉め、かつ、横方向に荷重が加わるような使い方は、しないこと。 (e)　購入時の組合せで、上部ベルト及び下部ベルトを一体にして使用すること。 (f)　体に合ったサイズのものを使用すること。また、購入時には、試着し、懸垂してみることが望ましい。 (4)　ＳＧマークの補償制度の対象となるのは登山（登山練習及び山岳救助活動を含む。）に使用されている場合に限り、レンジャー部隊の訓練、風水害の救助活動など特殊な使い方をしている場合は、対象外となること。 また、改造した場合には、対象外となることが	

項　　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	あること。 (5) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及び住所。	